

2 - 3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額		申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの	人	外			
事業	営業等所得	110,319	2,966	14,166	2,912,622	401,543,115	27,187,566
	農業所得	5,402	9,384	26,865	2,913,183	23,083,440	603,707
	計	115,721	12,350	41,031	5,825,805	424,626,555	27,791,273
利子所得	26	-	-	576	-	249,873	5,021
配当所得	275	-	-	16,877	-	15,817,764	582,097
不動産所得	48,199	2,571	80,526	1,066,895	1,066,895	273,238,278	18,446,250
給与所得	175,873	-	48,670	-	-	953,867,639	28,590,317
総合譲渡所得	125	879	855	386,226	386,226	1,849,801	358,972
一時所得	4,516	-	24,278	-	-	28,343,389	1,456,609
雑所得	78,889	-	96,590	-	-	213,648,987	3,332,205
(損益通算による差額)	-	-	-	5,503,320	5,503,320	2,143,081	-
合 計	423,624	15,800	309,403	12,782,247	12,782,247	1,913,785,367	80,562,743
分離短期譲渡所得	77	51	238	-	-	567,868	88,635
分離長期譲渡所得	7,401	108	2,281	-	-	92,534,913	15,364,486
株式等の譲渡等所得	2,195	-	6,693	-	-	26,666,665	2,070,720
山林所得	44	4	177	-	-	290,391	8,429
退職所得	251	-	592	-	-	4,592,072	121,646
総 計	433,592	15,963	319,384	12,782,247	12,782,247	2,038,437,277	98,216,658

調査対象 平成15年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成16年3月31日

- (注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。
 なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。
- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得(青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。)で示している。

(2) 人員の累年比較

区 分	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
	人	人	人	人	人
事業 { 営業等所得	164,342	150,401	138,460	128,794	124,485
事業 { 農業所得	40,292	34,886	36,104	30,726	32,267
事業 { 計	204,634	185,287	174,564	159,520	156,752
利子所得	659	662	556	557	602
配当所得	19,221	20,319	18,139	17,312	17,152
不動産所得	138,756	136,481	132,392	129,838	128,725
給与所得	243,776	238,657	233,118	222,441	224,543
総合譲渡所得	1,144	960	1,442	1,037	980
一時所得	30,575	24,058	26,356	28,298	28,794
雑所得	187,591	184,023	180,587	175,144	175,479
分離短期譲渡所得	390	380	395	325	315
分離長期譲渡所得	12,650	12,358	10,916	9,892	9,682
株式等の譲渡等所得	1,651	1,261	944	1,057	8,888
山林所得	414	331	272	194	221
退職所得	676	650	878	974	843
合 計	842,137	805,427	780,559	746,589	752,976

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

(3) 所得金額の累年比較

区 分	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
事業 { 営業等所得	511,304	490,868	465,528	422,264	401,543
事業 { 農業所得	29,052	23,939	24,919	22,527	23,083
事業 { 計	540,356	514,807	490,446	444,791	424,627
利子所得	420	386	290	249	250
配当所得	14,280	17,187	16,843	15,556	15,818
不動産所得	268,331	271,383	268,955	270,179	273,238
給与所得	1,043,702	1,037,105	1,014,711	966,030	953,868
総合譲渡所得	1,474	1,147	2,141	1,263	1,850
一時所得	27,135	23,327	27,526	27,076	28,343
雑所得	238,015	235,045	225,789	216,252	213,649
損益通算による差額分	1,192	1,461	4,265	2,505	2,143
分離短期譲渡所得	1,034	865	910	751	568
分離長期譲渡所得	145,278	142,371	116,283	102,739	92,535
株式等の譲渡等所得	15,795	11,467	10,031	8,575	26,667
山林所得	553	568	434	289	290
退職所得	3,833	3,582	4,632	4,537	4,592
合 計	2,301,396	2,260,700	2,183,258	2,060,792	2,038,437

(4) 業種別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額	申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの				
	人	外	人	外	千円	千円
営 業 等 所 得						
畜 産 水 産 業	3,198	130	606	108,387	11,988,378	749,993
医 療 保 健 業	4,925	44	363	98,322	74,884,183	10,426,500
弁 護 士、税 理 士、建 築 士 等	1,715	126	404	96,673	17,409,854	1,746,876
そ の 他 の 庶 業	16,907	348	3,485	142,682	47,210,118	2,009,288
各 種 商 品 小 売 業	19	2	6	1,468	57,274	1,751
飲 食 料 品 小 売 業	3,766	305	871	271,195	10,223,781	444,376
繊 維、身 ま わ り 品 小 売 業	1,082	88	159	89,539	2,668,590	116,904
家 具 小 売 業	61	9	13	10,979	186,205	7,345
雑 貨 類、日 用 具 類 小 売 業	2,929	164	391	177,731	9,669,218	516,568
機 械 器 具 小 売 業	1,585	52	160	33,084	4,624,172	195,639
そ の 他 の 小 売 業	1,640	176	857	169,227	5,239,230	272,887
料 理 飲 食 業	9,440	322	817	360,922	20,979,934	915,242
卸 売 業	2,159	85	245	88,106	7,749,329	524,095
製 造 小 売 業	1,969	48	139	56,796	6,117,014	291,996
製 造 卸 売 業	1,929	68	211	81,202	6,278,460	312,724
受 託 加 工 業	3,572	65	332	84,399	11,469,976	613,326
修 理 業	3,178	37	203	30,391	10,079,987	445,330
サ ー ビ ス 業	12,911	286	1,047	314,315	33,815,382	1,819,203
建 設 業	27,341	162	942	175,665	90,814,121	4,168,627
そ の 他 の 営 業	9,993	449	2,915	521,539	30,077,909	1,608,896
合 計	110,319	2,966	14,166	2,912,622	401,543,115	27,187,566

(注) 「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。

- 用語の説明
- 1 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれる。
 - 2 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業等が含まれる。
 - 3 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。
 - 4 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師(はり師、きゅう師、あんま、指圧師等)、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
 - 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
 - 6 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、易者等が含まれる。